

福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画の認定について

平成 25 年 4 月 26 日
復興庁

- 1 本日、福島復興再生特別措置法に基づく「重点推進計画」について内閣総理大臣による認定を行いました。

本計画は、平成 25 年 3 月 26 日に福島県知事から内閣総理大臣への申請を受け、関係行政機関の長への同意手続きを経て、本日、認定したものです。

- 2 本計画は、再生可能エネルギー、医薬品及び医療機器に関する研究開発拠点の整備や企業立地の促進等を通じて、福島県全域における新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化を重点的に推進するための計画です。計画期間は平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間となっています。

計画には、主に福島県が実施する取組が盛り込まれており、国は、本計画の実施を促進するために必要な施策を講ずることや、必要な情報提供、助言その他の援助を行うべきことが法定されています。また、本計画の認定により、国が管理している福島県沿岸部の 2 つの工業団地が福島県、相馬市に無償譲渡されることになります。(いわき四倉中核工業団地、相馬中核工業団地)

- 3 今後、国、福島県をはじめとする関係者が一体となって、計画に示した目標に向けた取組を着実に推進することにより、福島県内の新産業の創出、産業の国際競争力の強化に取り組んでまいります。

本件連絡先：
復興庁 原子力災害復興班
担当：松本、宮田、佐々木
電話：03-5545-7416

【参考】

福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画の概要

【第一章 総論】

- ・「福島県復興ビジョン」及び「福島県復興計画」の基本理念や復興プロジェクトを具現化するとともに、地域の実情に配慮し、市町村の意見を踏まえて策定。
- ・計画の期間は、平成25年度から平成27年度。毎年度の予算措置等によって取組内容の充実があったとき等には、計画の変更を行う。

【第二章 重点推進事業】

①再生可能エネルギー源の利用に関する研究開発を行う拠点の整備等の取組

(目標)

- ・国内外の企業・最先端研究機関が立地する一大集積地の実現
- ・2040年頃に県内エネルギー需要相当量のエネルギーを再生可能エネルギーにて産出

(主な取組)

- ・大学やテクノアカデミー等による再生可能エネルギーに関する人材育成
- ・再生可能エネルギー関連産業のネットワークの形成
- ・福島再生可能エネルギー研究開発拠点における新技術開発
- ・浮体式洋上風力発電実証研究事業の推進
- ・スマートコミュニティの構築

②医薬品及び医療機器に関する重点的な取組

(目標)

- ・医療福祉機器関連産業における一大拠点の実現
- ・研究開発拠点の形成による国際的医療機器開発の実証研究による関連産業の育成

(主な取組)

- ・医療機器開発支援
 - －福島県医療機器開発・安全性評価センターの整備
 - －県内企業・医療機関等が連携した医療機器・ロボット等の開発・実証
 - －世界初の最先端がん治療機器の開発・実証
- ・医療機器産業のグローバル展開
 - －ドイツとの地域間交流や、同国で行われる世界最大の医療機器展示会への出展等
- ・医薬品開発拠点の整備
 - －福島県立医科大学において検査・診断・治療に係る医薬品の開発支援拠点を整備

③企業の立地促進等のための施策

- ・(独) 中小企業基盤整備機構が管理する2つの工業団地の福島県及び相馬市への無償譲渡
 - ア いわき四倉中核工業団地
(譲渡対象：約42ha 譲渡先：福島県)
 - イ 相馬中核工業団地
(譲渡対象：約31ha 譲渡先：相馬市)
- ・企業立地補助金を活用した産業集積、地域経済の活性化

1 趣旨

再生可能エネルギー、医薬品及び医療機器に関する研究開発拠点の整備を通じて、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化等の取組を重点的に推進。

2 計画期間

3年間（平成25～27年度） ※必要に応じて見直し

3 再生可能エネルギーに関する重点的な取組

<現状>

- 固定価格買取制度の導入
- 福島県においても再エネ事業が進捗



<課題>

- 再エネ事業の動きを福島県の産業集積に結びつける取組は途についたばかり
→ まずは、新規参入に向けて人材育成やネットワーク形成が必要
- 県内企業の技術力をいかすための研究開発への支援
- 将来の県内産業を担う、核となる事業が必要

<主な取組>

- ① 大学やテクノアカデミー等による人材育成
- ② 関連産業のネットワーク形成
・ 関連産業推進研究会(約420団体で構成)の設置
- ③ 福島再エネ研究開発拠点による新技術開発への支援
・ 平成26年度に郡山市に開設
- ④ 浮体式洋上風力発電実証研究事業
- ⑤ スマートコミュニティの構築



資料提供 丸紅㈱

<将来像>

- 国内外の企業・最先端の研究機関が立地する一大集積地の実現
- 2040年頃に県内エネルギー需要相当量のエネルギーを再エネで産出

4 医薬品及び医療機器に関する重点的な取組

<現状>

- 医療関連産業は本県の「強み」
→ 医療機器製造業許可 54社 (東北1位)



H23 医療機器生産額 976億円 (全国5位)

H23 医療機器受託生産額 224億円 (全国1位)



<課題>

- 高リスク、高開発コストの治療機器分野
- 薬事法等における、研究開発から事業化までの広範な規制への対応
- 今後成長が見込まれる海外市場への展開

<主な取組>

- ① 医療機器開発支援
・ 福島県医療機器開発・安全性評価センター(仮称)整備
・ 医療現場ニーズに基づく医療機器の研究開発・実証
・ 最先端がん治療機器(ホウ素中性子捕捉療法)や手術支援ロボットの開発・実証
- ② グローバル展開
・ 世界最大の医療機器展示会「メディカ」出展
・ ドイツ等との地域間交流
- ③ 創薬拠点の整備
・ 県立医大における医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターの整備(がんを中心とした治療薬・診断薬等の開発支援)



<将来像>

- 医療福祉機器関連産業における一大拠点の実現
- 研究開発拠点の形成による国際的医療機器開発の実証研究による関連産業の育成

5 その他の先導的な施策

<主な取組>

- ① 福島県環境創造センター(仮称)の整備・運営
- ② 福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)の整備・運営
- ③ 会津大学復興支援センター等における世界最先端の情報通信技術研究の推進



<将来像>

- 放射性物質により汚染された環境の回復、国内外の英知を結集した環境創造
- 農作物等への吸収抑制技術の実証・確立による営農の再開、農林水産業の再生
- ICT(情報通信技術)を活用した新産業の創出、関連企業の集積



6 重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保等するための措置等

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の工場用地の無償譲渡

- 計画認定後、次の工業団地の未分譲工場用地を無償で譲渡。
 - ・ いわき四倉中核工業団地 (譲渡対象:約42ha 譲渡先:福島県)
 - ・ 相馬中核工業団地 (譲渡対象:約31ha 譲渡先:相馬市)

2 企業の立地の促進等のための施策

- ふくしま産業復興投資促進特区及び企業立地補助金の活用による企業誘致の推進
- 工業団地造成に係る借入金等に対する利子補給
- 産業人材の育成 等

